

鳥取県告示第 776 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から所在地又は名称を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 24 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
鳥取医療器株式会社	鳥取市西品治 815-8	鳥取医療器株式会社	鳥取市西品治 815-8	平成 12 年 12 月 21 日
株式会社サポートライフ	鳥取市東今在家 321-26	株式会社サポートライフ	鳥取市東今在家 321-26	平成 18 年 10 月 1 日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
株式会社サポートライフ	鳥取市東今在家 321-26	株式会社サポートライフ	鳥取市東今在家 321-26	平成 18 年 10 月 1 日

3 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社サポートライフ	鳥取市東今在家 321-26	株式会社サポートライフ	鳥取市東今在家 321-26	平成 18 年 10 月 1 日